平成２５年（フ）第２４号
兵庫県神戸市垂水区西脇２丁目７番１―102号
債務者　西村　敏恵
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５３２号
埼玉県新座市野寺５丁目５番７号　ルネッサンスひばりが丘401号室
債務者　服部　勝代
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
埼玉県蕨市塚越６丁目18番15号　ノヴェルズ73―205号
債務者　賀門　　修
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―15―302、旧住所埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―708
債務者　直江　兵衛
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６３１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―15―302、旧住所埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ａ―708
債務者　直江富美子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６４０号
さいたま市岩槻区本町５丁目５番３号
債務者　河合　祐子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６１号
さいたま市中央区上落合８丁目12番１号　クリーン荘12号
債務者　松岡　吉成
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５―４―504
債務者　秦　　康宏
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―10―102、前住所埼玉県所沢市東所沢４丁目11番地の４　ロイヤルステージ東所沢２―603
債務者　衣川三喜雄
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１１号
埼玉県入間市久保稲荷３丁目26番地17
債務者　高橋　圭子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２７号
埼玉県坂戸市中富町48番地20パールヴィレッジ三田301号室、前住所埼玉県坂戸市本町２番13号グランステージ坂戸602号室
債務者　山能　孝次
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２８号
埼玉県坂戸市薬師町10番地１　シティハウス山隆203号室
債務者　工藤　信弘
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県山武郡九十九里町田中荒生414番地90エンドレスハイム205
債務者　藤牧　　勉（旧姓岩口）
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
千葉県大網白里市みずほ台１丁目27番地10　フォレストコートＣ号室
債務者　外山　良彦
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
千葉県山武郡横芝光町遠山571番地
債務者　五木田健治
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
千葉県東金市田間297番地　レオパレスシャルマン207
債務者　松岡亜矢子
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
静岡県御殿場市深沢875番地の２
債務者　小松　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係